

資料

1 下関市地域福祉計画審議会規則・下関市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

下関市地域福祉計画審議会規則

平成22年3月31日
規則第47号

(趣旨)

第1条 この規則は、下関市附属機関設置条例(平成22年条例第3号)第3条の規定に基づき、下関市地域福祉計画審議会(以下「審議会」という。)の組織、委員その他必要な事項について定めるものとする。

(委員)

第2条 審議会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 社会福祉事業に従事する者
- (3) 市民団体の関係者
- (4) 公募に応募した市民

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から諮問に係る答申がなされた日までとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 審議会に副会長を置き、会長が指名する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、会長を定めるための会議は、市長が招集する。

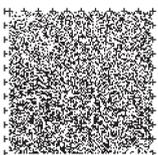
- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 審議会は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、福祉部福祉政策課において処理する。



(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

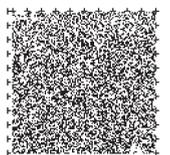
附 則(平成29年3月31日規則第47号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に委嘱され、又は任命された委員の任期については、改正後の第3条の規定にかかわらず、平成29年6月30日までとする。



第4期地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

下関市社協要綱第40号
令和4年4月25日制定

(設置)

第1条 社会福祉法人下関市社会福祉協議会委員会規程(下関市社協規程第106号)第2条第1項及び第2項の規定に基づき、下関市における地域福祉推進のための第4期下関市地域福祉活動計画(以下「当期活動計画」という。)を策定するため、下関市地域福祉活動計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、当期活動計画の策定に関し、必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、社会福祉法人下関市社会福祉協議会(以下「本会」という。)の会長が委嘱する。

(1)本会の役員

(2)住民自治組織・地区社会福祉協議会・当事者組織の関係者

(3)ボランティア団体・市民活動団体の関係者

(4)民生児童委員又はその組織

(5)社会福祉施設・社会福祉団体・更生保護事業施設・更生保護事業団体の関係者

(6)関係行政機関

(7)その他会長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、当期活動計画の策定をもって終了するものとする。

2 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を統括し、委員会を代表する。

3 委員会に副会長を置き、会長が指名する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

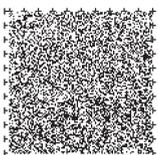
第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。



(庶務)

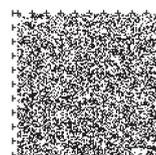
第8条 委員会の庶務は、地域福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会議に諮って定める。

附 則

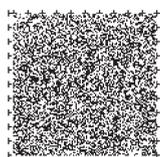
- 1 この要綱は、令和4年4月25日から施行する。
- 2 第3条第2項の規定に基づき委員を委嘱した直後の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、本会の会長が招集する。



2 下関市地域福祉計画審議会・下関市地域福祉活動計画策定委員会 委員名簿

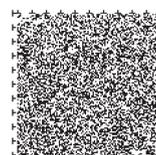
氏名	所属等	区分		備考
		地域福祉 計画	地域福祉 活動計画	
赤堀 方哉	学校法人梅光学院梅光学院大学	1号	7号	会長
波佐間 清	社会福祉法人下関市社会福祉協議会	2号	1号	副会長
田中 弘子	下関市民生児童委員協議会	2号	4号	
田中 智子	下関市保育連盟	2号	5号	
末谷 千秋	下関市社会福祉法人地域公益活動 推進協議会	2号	5号	
村尾 寛	下関市連合自治会	3号	2号	
池内 賢二	社会福祉法人下関市社会福祉協議会 (勝山地区社会福祉協議会)	3号	2号	
西川 ひとみ	下関市連合婦人会	3号	2号	
久保田 達也	下関市老人クラブ連合会	3号	2号	
金原 洋治	NPO法人下関市身体障害者団体 連合会	3号	2号	
中務 初江	下関保護区保護司会	3号	5号	
波戸崎 みゑ子	下関市ボランティア連絡協議会	3号	3号	
竹内 珠恵	公募委員	4号	7号	

(敬称略・順不同)



3 下関市地域福祉計画審議会・下関市地域福祉活動計画策定委員会 開催状況

回数	開催日	内容
1回	令和4年（2022年） 5月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・第4期下関市地域福祉計画・第4期下関市地域福祉活動計画の策定方針 ・地域福祉に関する市民意識調査結果報告
2回	令和4年（2022年） 7月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・第4期下関市地域福祉計画・第4期下関市地域福祉活動計画（骨子案）の審議
3回	令和4年（2022年） 10月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・第4期下関市地域福祉計画・第4期下関市地域福祉活動計画（素案）の審議 ・地域福祉に関する団体等調査結果報告 ・地域懇話会の実施結果報告
4回	令和5年（2023年） 2月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・第4期下関市地域福祉計画・第4期下関市地域福祉活動計画（案）の審議 ・答申（案）についての協議 ・パブリックコメント*の実施結果報告



4 地域の暮らしと福祉に関するアンケート調査結果（抜粋）

（1）調査の概要

「市民意識調査」

調査時期	令和3年（2021年）11月
調査方法	郵送法
調査対象	18歳以上の下関市民
抽出方法	無作為抽出
対象者数	3,000人
回収数（回収率）	1,327（44.2%）

「団体等調査」

調査時期	令和4年（2022年）6月
調査方法	郵送法
調査対象	市内で福祉等の活動を行う団体
対象者数	557団体
回収数（回収率）	366団体（65.7%）

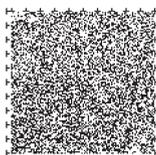
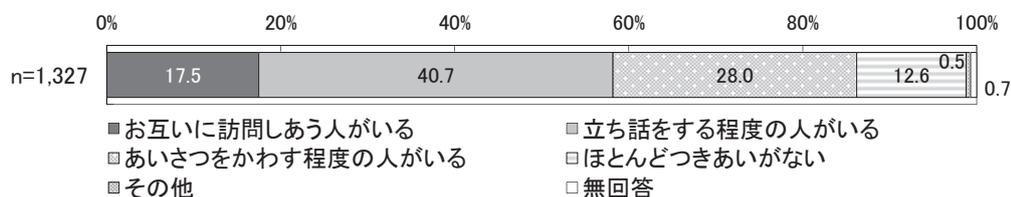
（2）調査結果の見方

- 本文及び図中に示した調査結果の数値は百分比(%)で示してあります。これらの数値は小数点以下第2位を四捨五入しているため、全項目の回答比率の合計が100.0%とならない場合があります。
- 2つ以上の回答を要する(複数回答)を求めた質問では、回答比率の合計が100.0%を超えることがあります。
- グラフ中の「n」は質問に対する回答者数であり、100.0%が何人の回答に相当するかを示す比率算出の基数です。

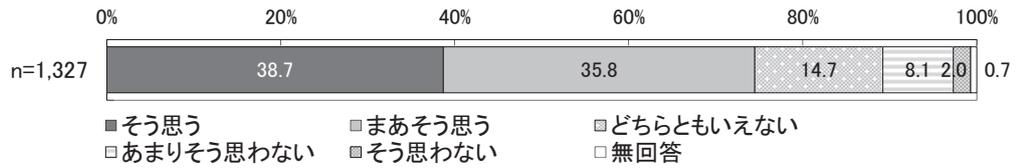
（3）市民意識調査結果

ア 近所付き合い

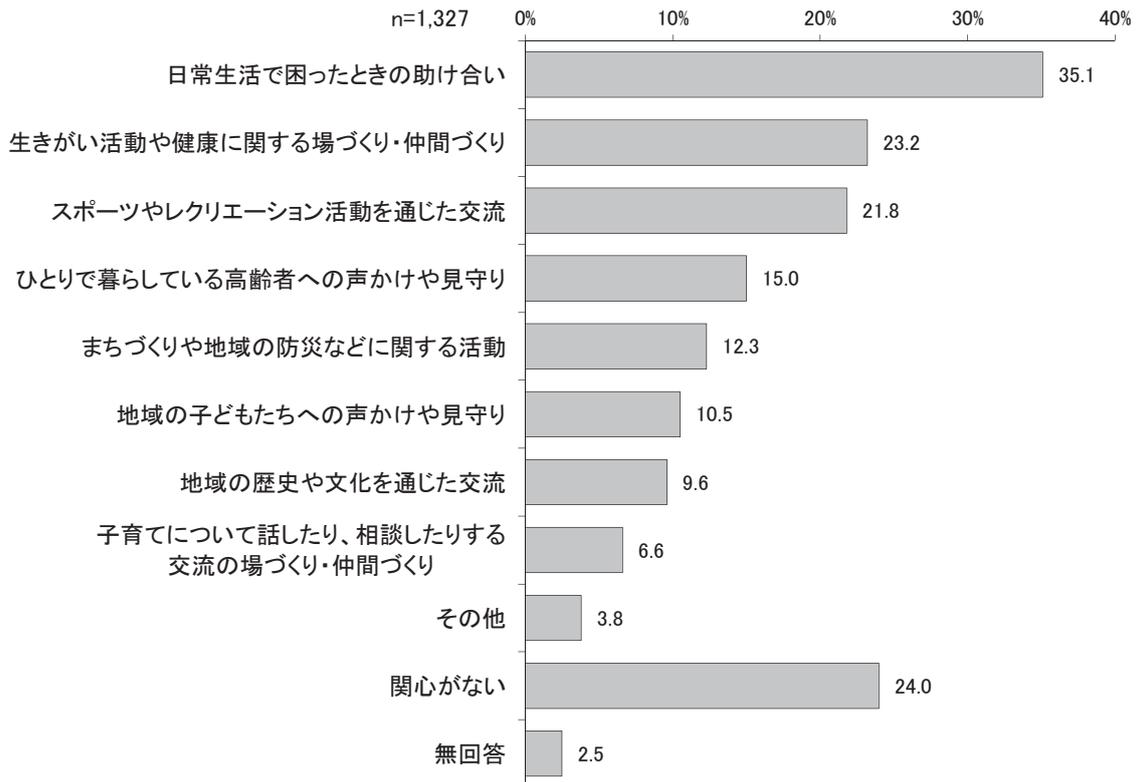
図表7-1 近所付き合いの程度



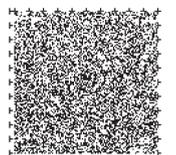
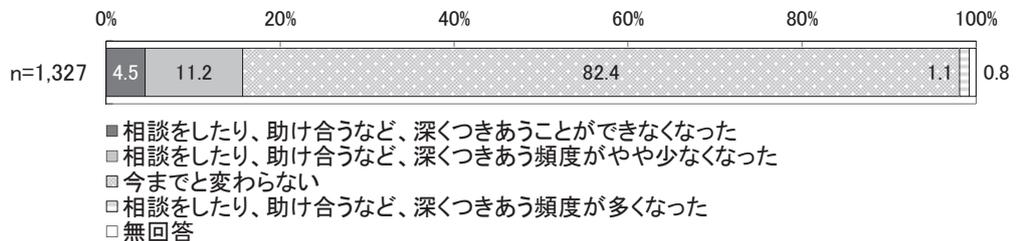
図表7-2 近所付き合いの必要性



図表7-3 身近な地域での交流の機会や活動で参加したいもの

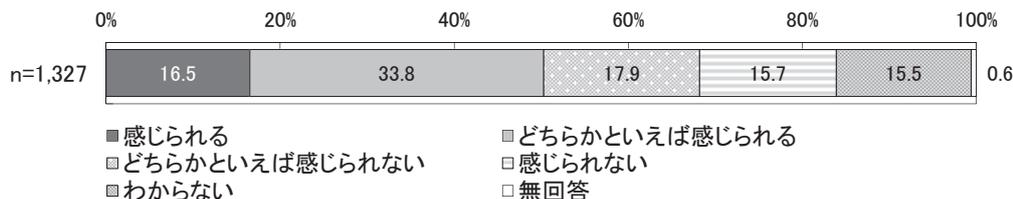


図表7-4 新型コロナウイルス感染症の拡大による近所付き合いの変化

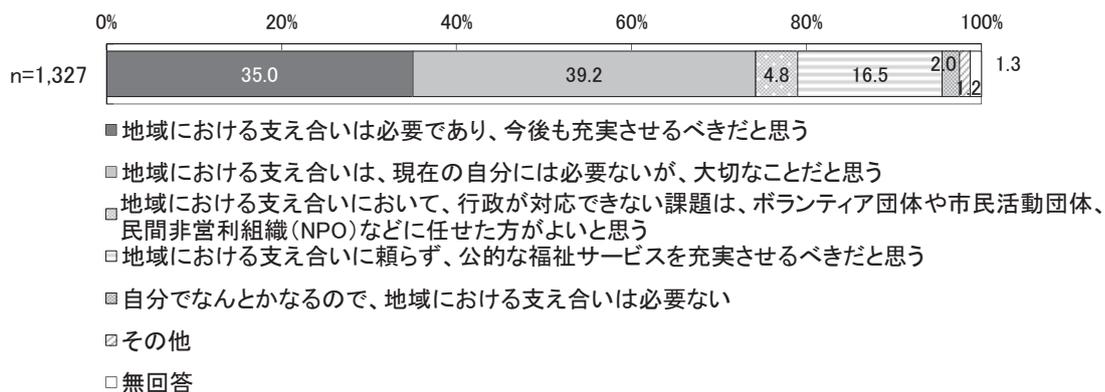


イ 地域における支え合い

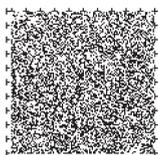
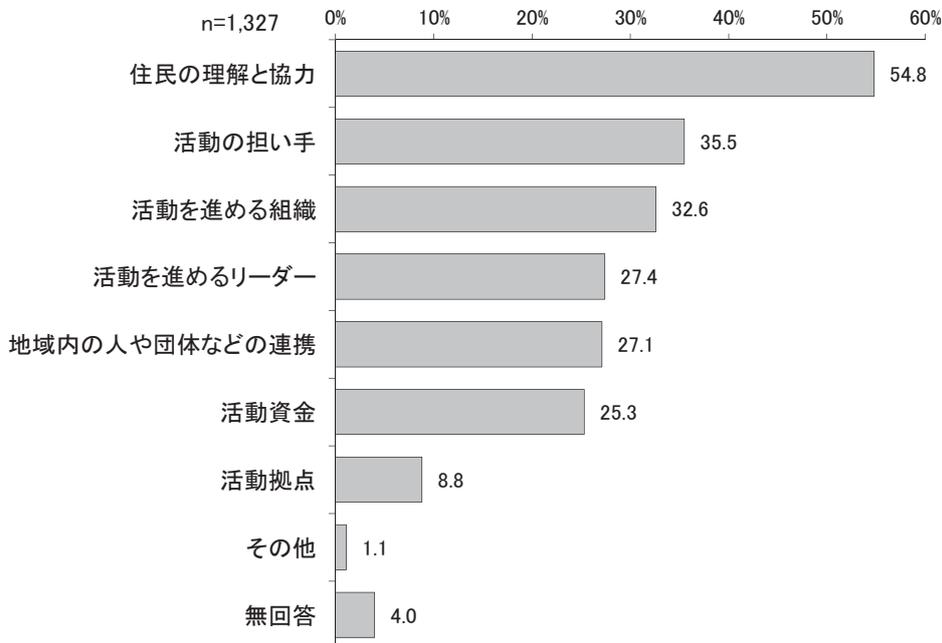
図表7-5 地域における支え合いの実感



図表7-6 地域における支え合いに対する考え

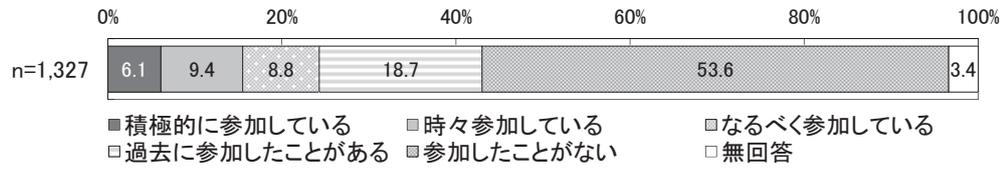


図表7-7 地域における支え合いに必要な条件

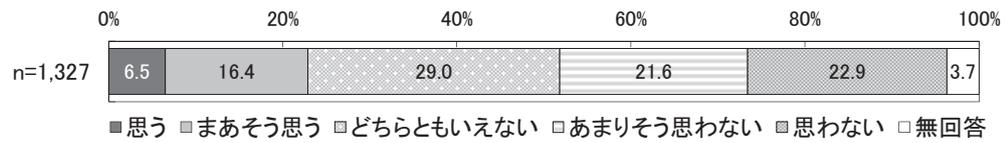


ウ 地域活動の状況

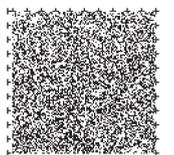
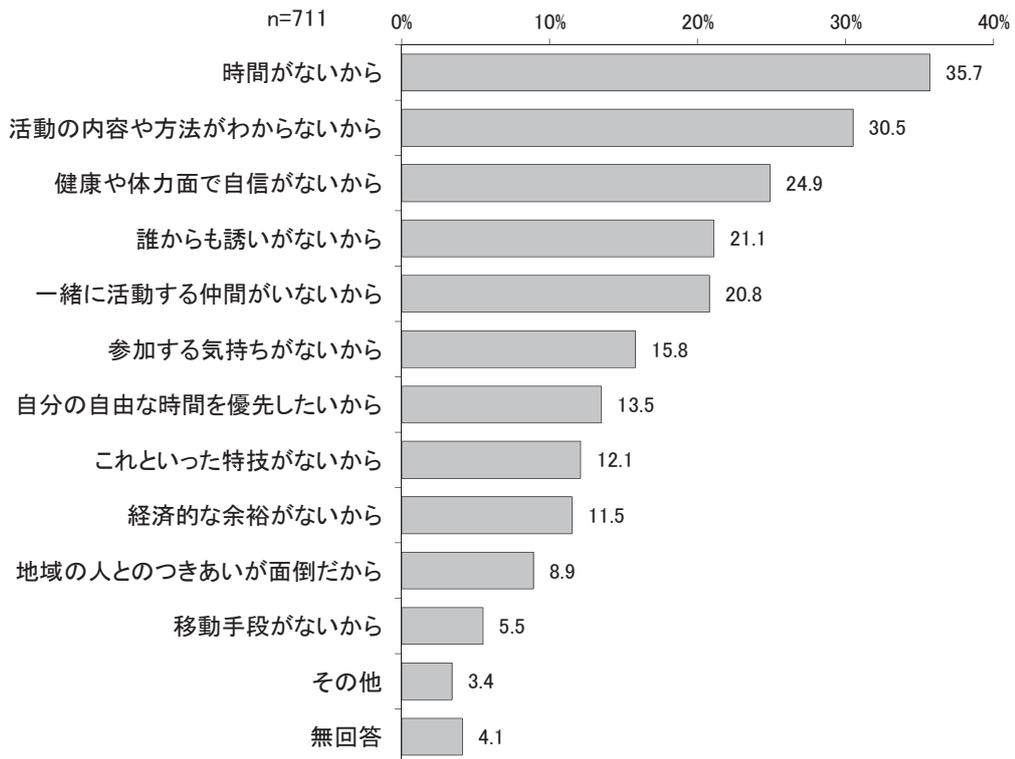
図表7-8 地域の活動やボランティア・NPO活動への参加状況



図表7-9 地域の活動やボランティア・NPO活動への参加意向

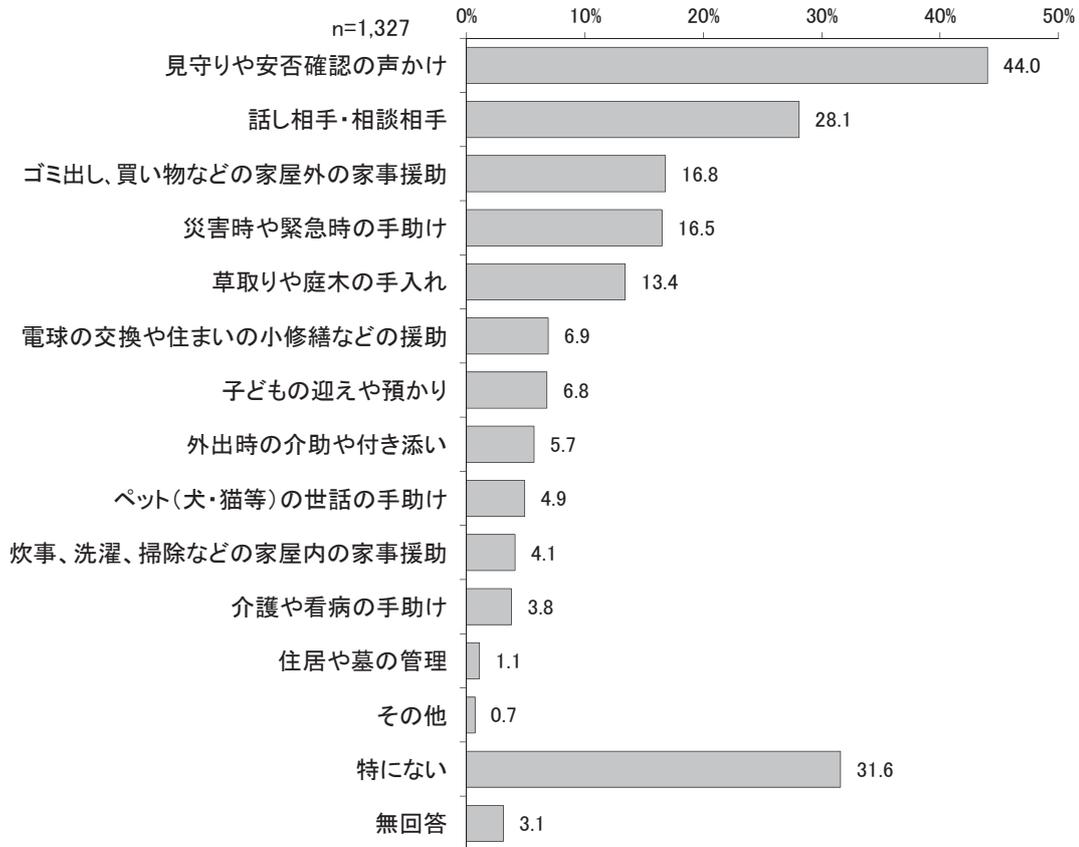


図表7-10 活動に参加していない理由

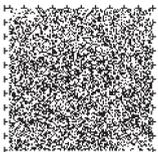
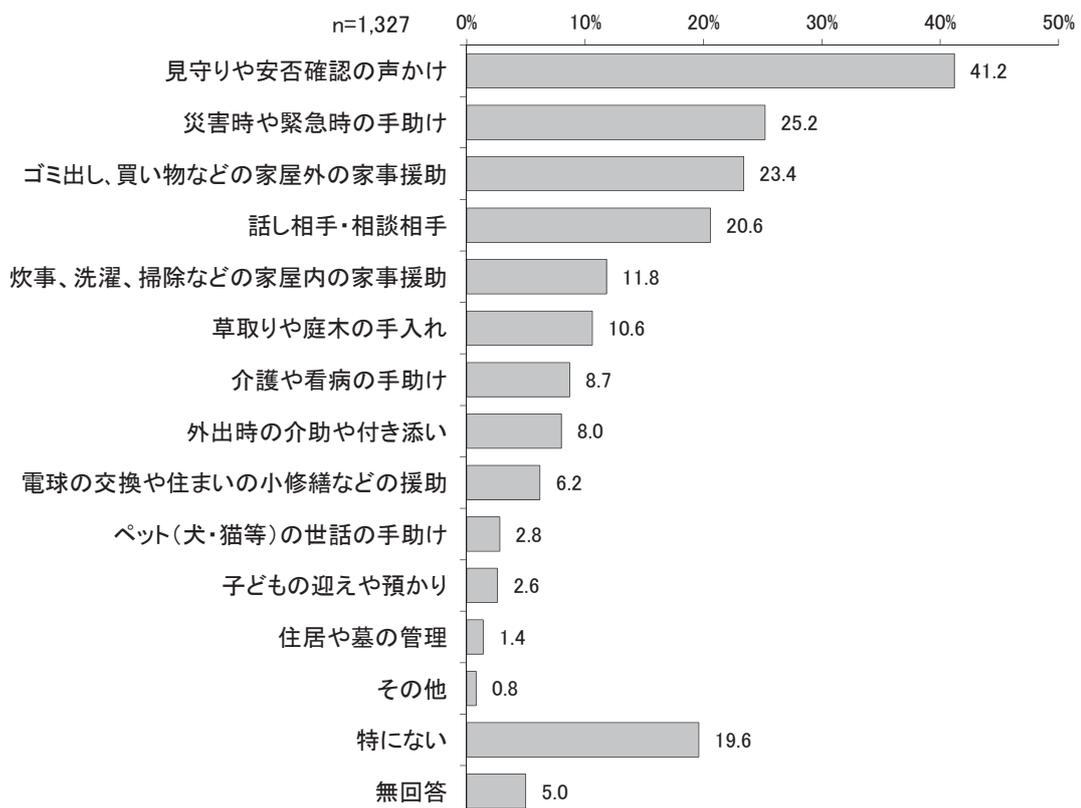


工 隣近所の人同士の手助け

図表7-11 隣近所の人にできる手助け

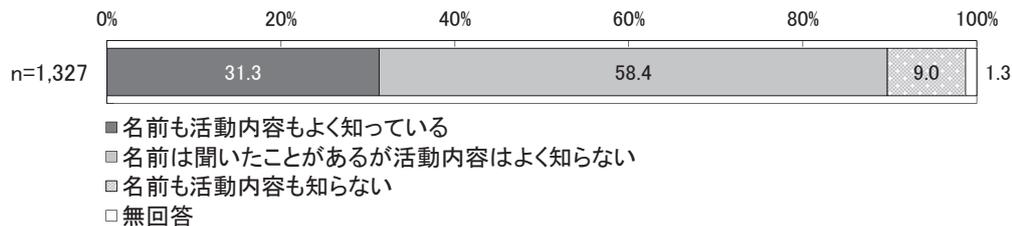


図表7-12 地域の人にしてほしい手助け

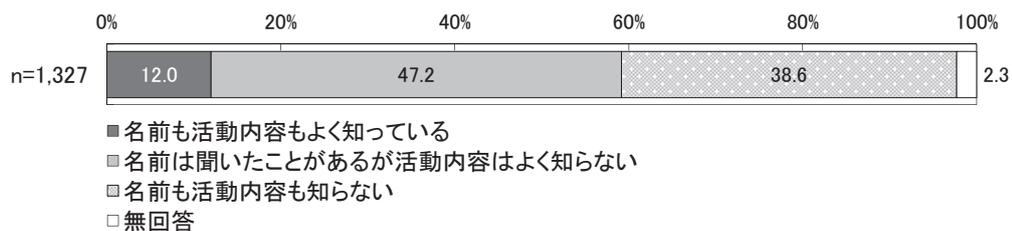


オ 地域の福祉活動を行う機関・組織の認知度

図表7-13 民生委員・児童委員の認知度

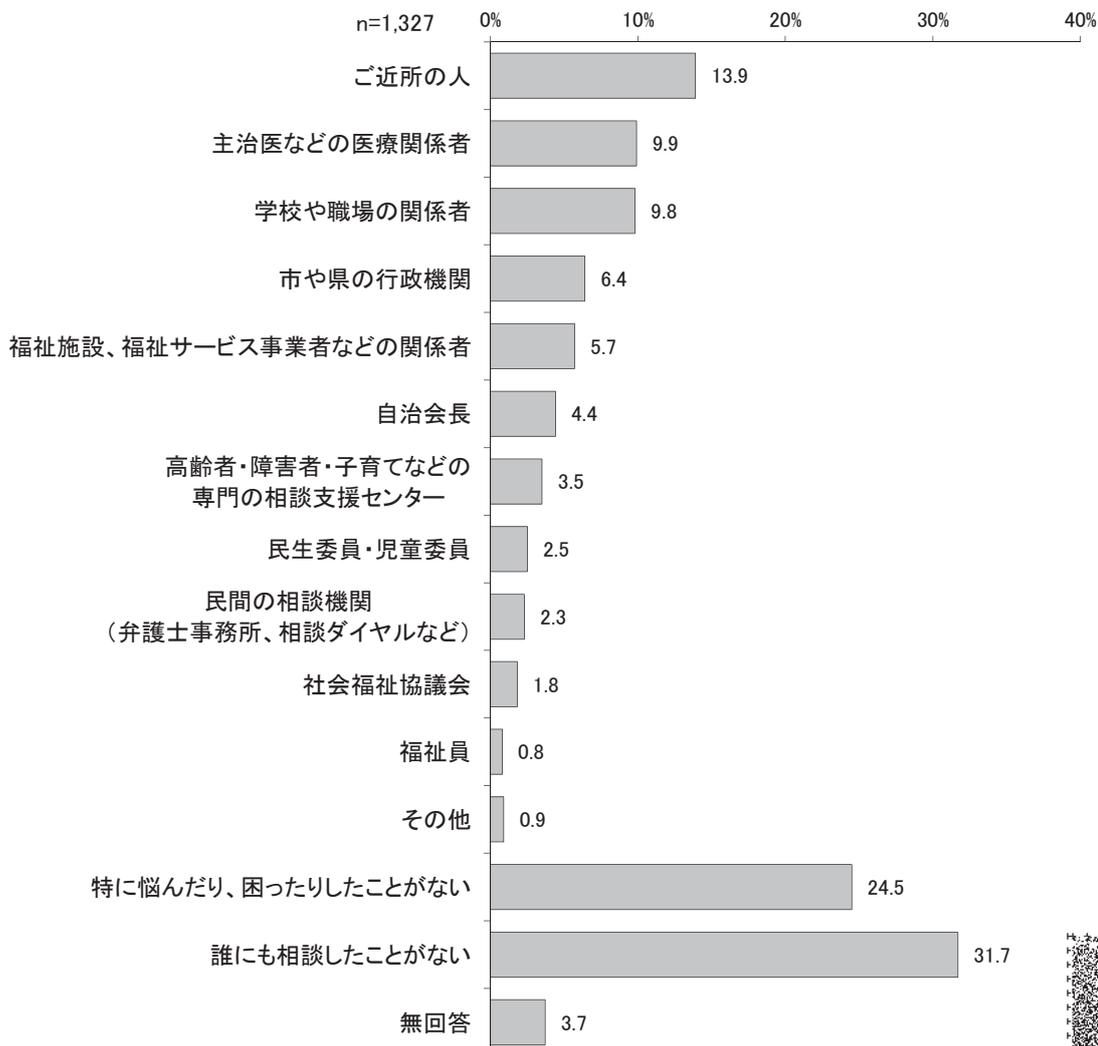


図表7-14 福祉員の認知度

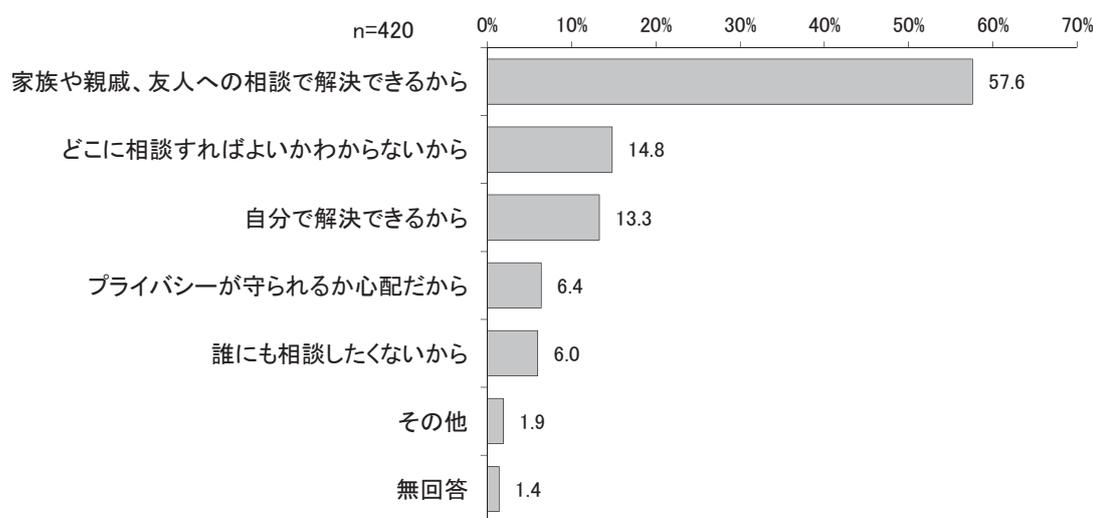


カ 相談・情報

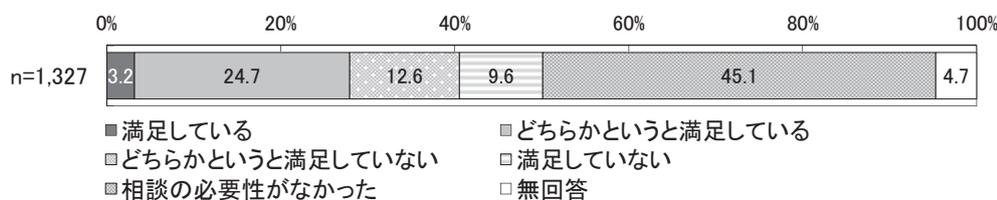
図表7-15 家族や親戚、友人以外での悩みや困りごとの相談先



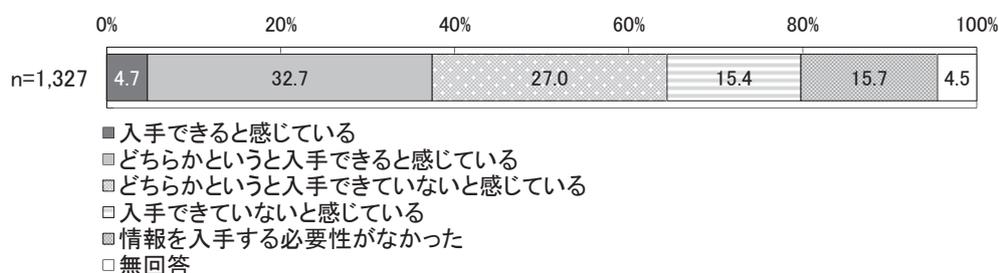
図表7-16 誰にも相談したことがない理由



図表7-17 地域の暮らしや福祉に関する相談体制への満足度

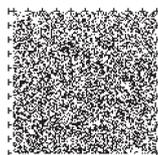
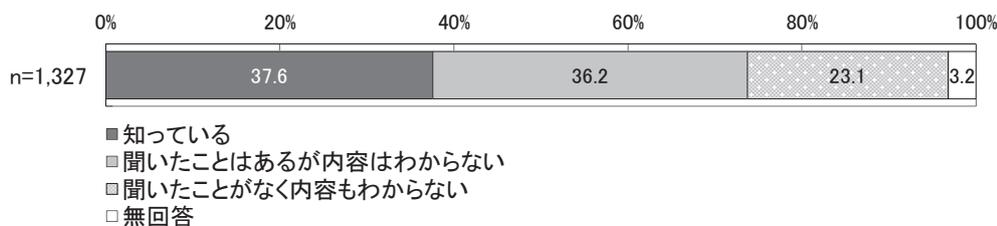


図表7-18 地域の暮らしや福祉に関する情報の入手状況



キ 成年後見制度

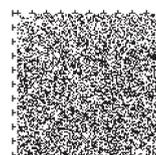
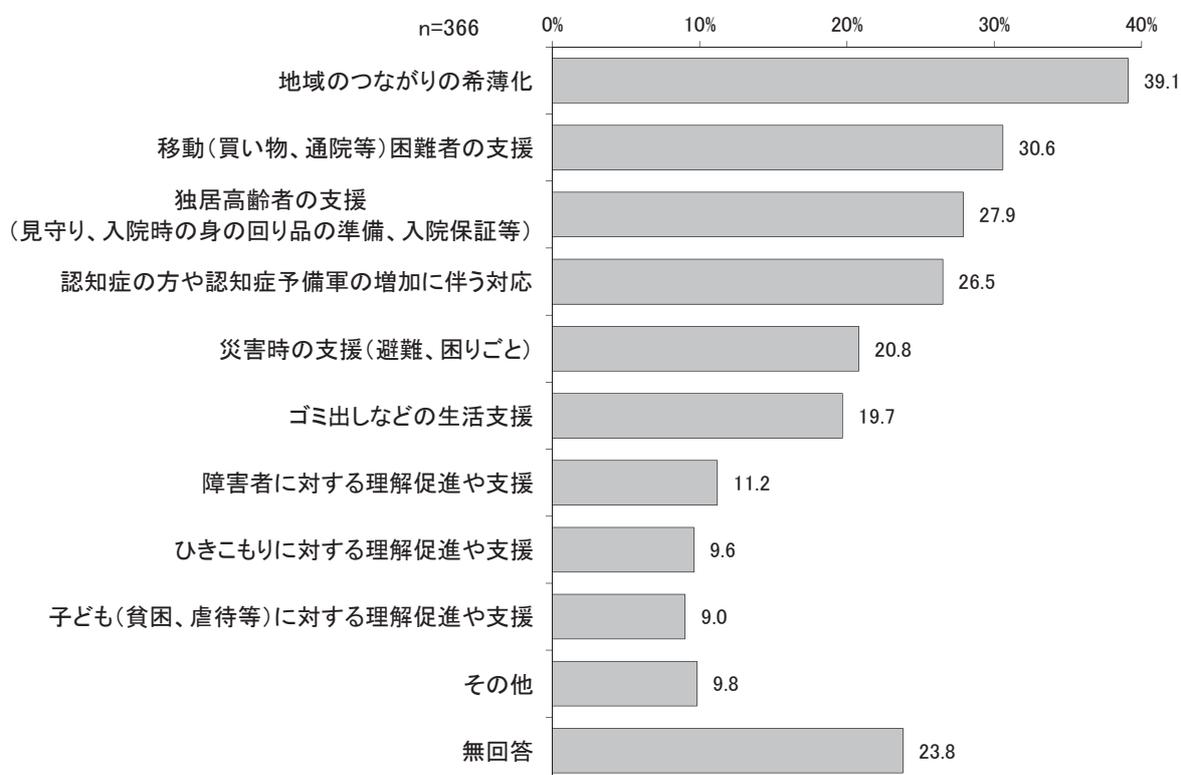
図表7-19 成年後見制度の認知度



(4) 団体等調査結果

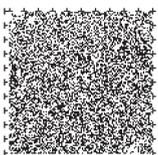
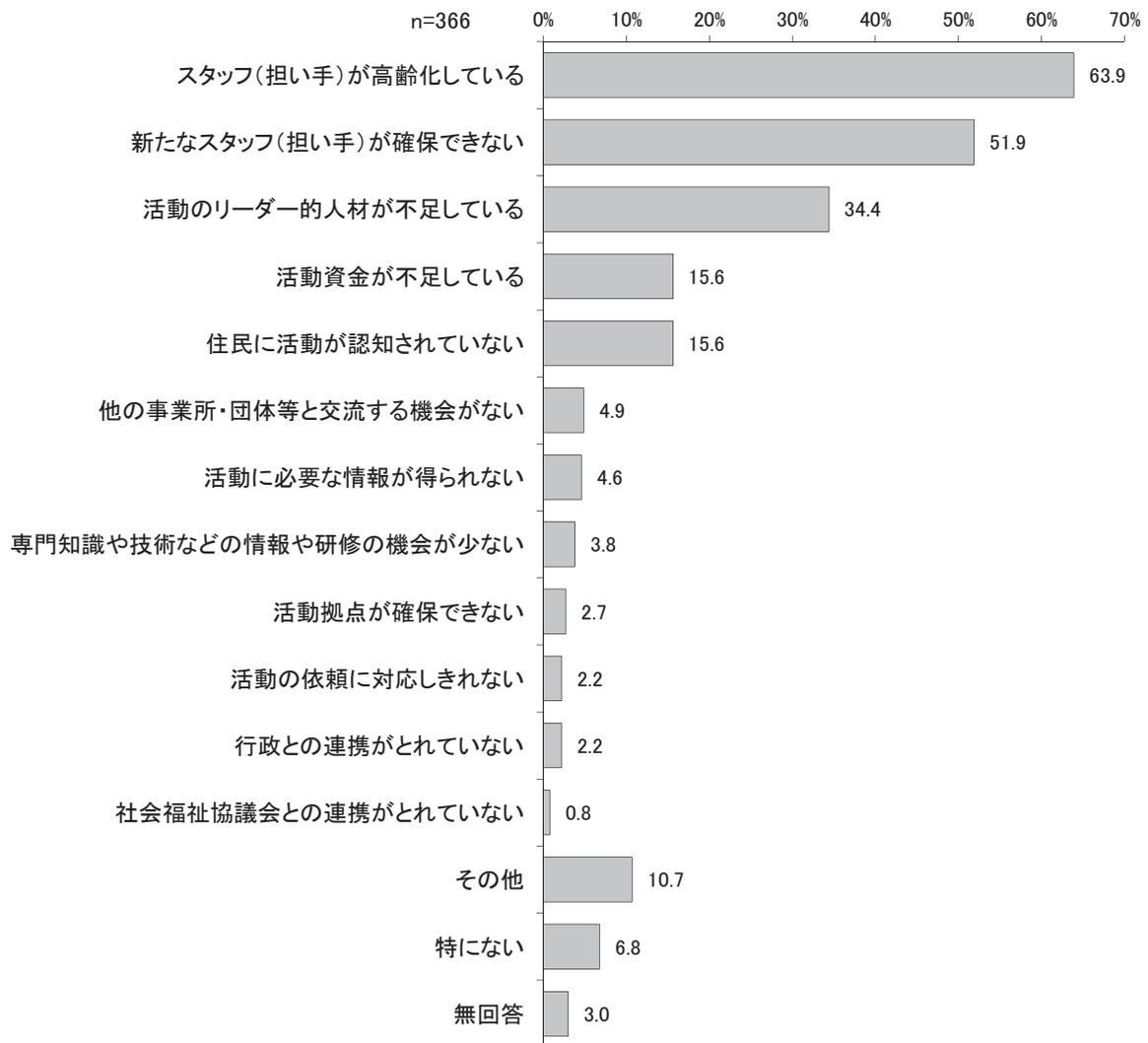
ア 地域の課題

図表7-20 活動を通じて気づいた地域の課題



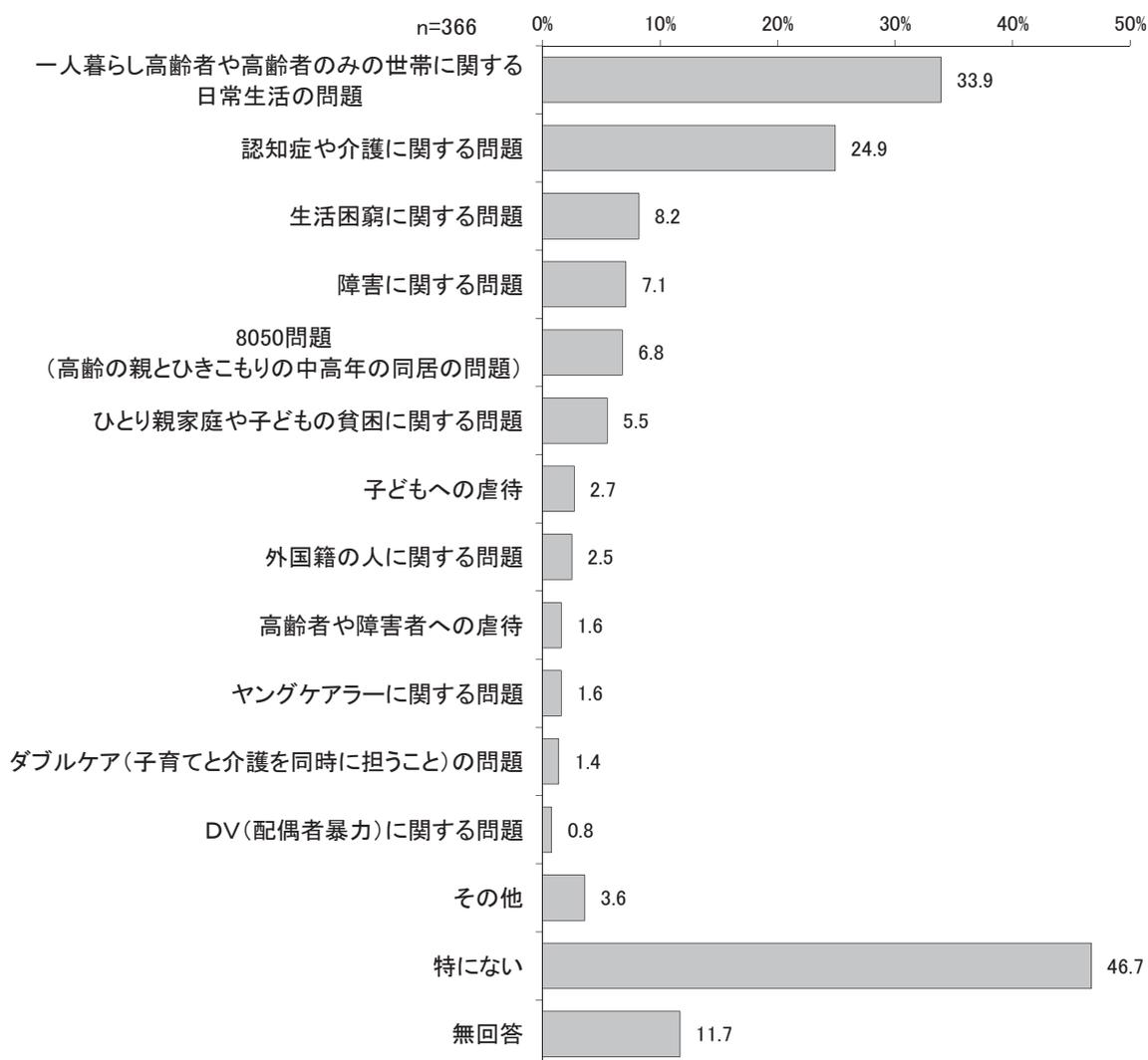
イ 団体の課題

図表7-21 団体の活動を行う上での課題

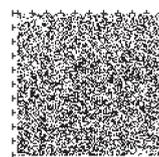
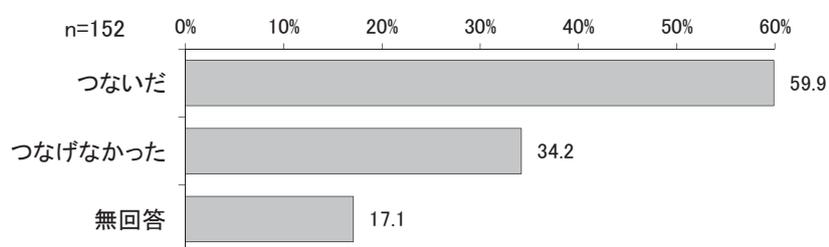


ウ 「支援を必要とする人」本人や周囲の人からの相談

図表 7-22 「支援を必要とする人」本人や周囲の人から相談を受けた内容



図表 7-23 「支援を必要とする人」を行政等の相談や支援につないだ状況



5 地域懇話会の実施結果

(1) 実施の概要

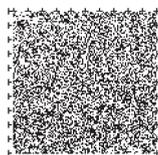
市民の意見を反映させるとともに、今後の地域福祉の推進のきっかけづくりとなるよう、市内9か所で地域懇話会を実施し、計230人の参加がありました。

月	日	曜日	対象地域	開催場所	参加者数(人)
8	3	水	本庁	北部公民館	24
	5	金	山陽	長府東公民館	34
	9	火	豊浦	川棚公民館	25
	10	水	彦島	彦島公民館	19
	16	火	豊田	豊田生涯学習センター	17
	18	木	豊北	滝部公民館(太陽館)	37
	19	金	山陰	川中公民館	26
	23	火	本庁	下関市生涯学習プラザ(ドリームシップ)	34
	24	水	菊川	菊川ふれあい会館(アブニール)	14
合計					230

(2) 主な意見

ア 地域内でのつながりづくり

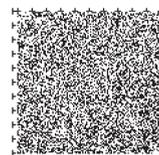
- ご近所での付き合いがなければ、困ったときに頼れないため、住民同士が知り合う取り組みが必要である。(本庁)
- まちづくりも大切であるが、お互いの様子が分かる『町内づくり』が必要である。(本庁)
 - ・ 気配りや目配りは、知っている相手でないといけない。
 - ・ 町内単位で催しを行い、町内で知り合いを増やすことが大切である。
 - ・ 広い範囲の催しで、知り合いができて、普段の付き合いは難しい。
 - ・ 地域での活動を復活させ、触れ合うのが大事と思う。
 - ・ 町内単位で、市の施策を考えて欲しい。
- 近所、町内のカラオケや運動などのグループ内で声を掛け合うことが重要である。(本庁)
 - ・ 話が広がる中で、困りごとのある方の情報やニーズが収集できる。
 - ・ 地域での集まりが多く、雰囲気作りができています。
 - ・ 自治会役員の会合も定期的であり、色々な情報の共有を心がけている。
- 気軽に、活動や集まり、話し合いができるように、いつも開いている場所(公民館など)があることが重要と思う。(本庁)



- 業者に来てもらい、地域の買い物活動を週2回行っている。(山陽)
 - ・異なる自治会の方々も集まって、30～40名が買い物に来られ、和気あいあいとした触れ合いの場になっている。
- 地区の公園3か所で、週1回ずつラジオ体操をしている。(彦島)
 - ・ 独り暮らしの方が来やすい場を作り、参加により安否確認を図っている。
 - ・ 活動の世話は、各公園のブロックにリーダーと、サポートが4, 5人いる。
 - ・ できる人ができることを無理しないでしようね、と活動している。
 - ・ 体操の時に入ってきた情報は持ち寄り、共有会議を設けている。
 - ・ 新型コロナウイルス感染症が流行する前は、グループで、地域包括支援センターや保健センターの方を呼んで、健康チェックなどを実施していたが、流行が起きてからは、体操だけは続けている。
- 第3日曜日の夕方5時から集会を行っている。(豊北)
 - ・ 月に1回会うことが大事と考えている。
 - ・ 1時間前から会場の準備をしているが、みんな早く来る。
 - ・ みんなが、顔を合わせて話をすることを求めているため、続けていきたい。
- 毎月1回は、議題を持ち寄って会議を行ったり、2か月に1度、防災教室等を開催している。(菊川)
 - ・ 健康づくり体操を立ち上げたり、老人クラブを再結成し、サロン活動や、地域住民全員が参加可能な催し(料理教室、音楽イベント等)を行っている。
 - ・ 年に1度、地域包括支援センターに来てもらい、話を聞く機会を設けている。
 - ・ 活動の後継者がいないのが課題である。
- 地区内での挨拶を心がけている。(豊浦)
- 散歩する方が多いので、散歩が気持ちよくできるように、道路の周辺の草刈りなどしている。(豊浦)
 - ・ 散歩する方同士の触れ合いも地域の触れ合いにつながると考えている。

イ 地域内での見守り、支え合い

- 地区の高齢のご夫婦世帯で、お一人が亡くなられた時など、葬儀に来られたご家族に、困った時は連絡してくださいと連絡先を渡し、残されたご家族の見守り活動をするようにしている。(彦島)
- 地区内で、2人の方が孤独死されていた。(山陽)
 - ・ 日頃の付き合いがあれば、防げたかもしれないと考え、昨年より、地域の元気な方でグループを作り、訪問活動を行っている。
 - ・ 定期的に訪問することで、大変喜ばれており、活動として定着できればと思う。
- まちづくり協議会で、「支え合い隊」の活動をしている。(本庁)
 - ・ 買い物、ゴミ出しなどを100円からの利用料金で行っている。
 - ・ 困りごとの相談や、手助けをする活動により、地域の関係性が少しずつ高まっていると感じている。



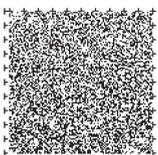
- ・ ニーズの把握は、民生委員や福祉員がチラシを渡して案内している。
- ・ 地域包括支援センターを経由した依頼が多い。
- ・ 有償で行うことで、担い手が責任感を持って対応している。
- お助け隊を立ち上げて、見守りやゴミ出し、草引き、庭の剪定などを引き受けて、楽しく取り組んでいる。(山陽)
- ・ 担い手は70代が多いため、若い方の参加を求めている。

ウ 現役世代の地域への参加

- 支える方も高齢化しており、地域活動には、若い方はなかなか参加されない。(山陽)
- ・ 互助・共助・自助というが、実際はうまくいかず、福祉活動をしている方、お世話される側の負担も大きい。
- ・ 公助の充実を望んでいる。
- 町内にアパートがたくさん建ち、若い方が多く入居されているが、自治会に入らない方も多い。(山陽)
- ・ 若い方の地域への参加について、行政の展望を示して欲しい。
- 自治会長が、引っ越してきた方には、ゴミカレンダーなどの資料を持って訪問されている。(本庁)
- ・ 若い方には、自治会から、出産や小中学校の入学時にお祝いを渡しており、若い方の活動への参加につながっている。
- 若い方の自治会への参加について、ハザードマップ*、町内の規約、ゴミ出しのパンフレットを持って行って話をし、快く自治会に入ってもらった例がある。(山陽)
- ・ 外国人の方とは、言葉の障害があり自治会加入の案内等の対応が難しい。
- 自治会だよりを毎月発行し、イベントのお知らせをしている。(本庁)
- ・ 子どものいる家は全戸家庭訪問した。
- ・ 子どもを中心に活動すると、高齢者も気にかけてくれるし、現役世代の親たちも町内に目を向けてくれる。
- ・ ラジオ体操を行っており、その場で情報交換している。
- ・ 何かあれば、情報を地域包括支援センターにつないでいる。
- 自治会単位で地域の活性化が必要である。(山陰)
- ・ リーダーシップのある若い世代の方に動いてもらうように心がけている。
- ・ 福祉に興味のある方に動いてもらい、現役世代と高齢者とがうまくかみ合うように、地域を活性化させていきたい。
- ・ 休耕地を借りて、道具は自治会で用意して子ども農園を始めたら、高齢者の方も参加され、世代を超えたコミュニケーションができています。

エ 地域内での避難や安否確認

- 毎年、自治会の総会で、緊急時の避難場所を個別に取り決めている。(豊田)
- ・ 行政の決めた場所では、場所が遠すぎたりする。



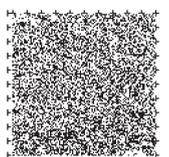
- ・ 近くに氾濫の危険な川があるため、個人個人で、避難場所の確認もしている。
- 自治会として緊急連絡網を作成しており、緊急時には、各班長から連絡がいくようにしている。(豊浦)
- 自治会内では、自分が避難するときは隣近所に声をかけてと言っている。(豊北)
- ・ 近所の方が声をかけることで、避難につながりやすくなると思っている。
- 自治会の活動で、市報を自治会長から班長に配る際、安否確認も兼ねて、その都度、声かけして渡している。(豊田)
- サロンで、7月に消防署の方に防災の話をしてもらったときに、スマホにアプリを入れてもらい、防災の情報が来るようになった。(豊田)
- ・ 高齢者には、スマホの設定は難しいため、設定してもらえてよかった。

オ 自治会による地域活動

- 自治会活動として、年に3回の公園の整備を行っている。(豊田)
- ・ 高齢化により、参加者が減っているが、高齢者にもできることをしてもらおうと続けている。
- ・ コロナ禍の大切なコミュニケーションの場であるが、いつまで続けられるか心配している。
- ひとり暮らしの高齢者の困りごとには、近所の方が積極的に手助けしている。(豊浦)
- ・ 役員も出席する組長会議を月1回開催し、組長に必要な情報を伝えるようにしている。
- 回覧板にチラシなどを入れていても、よく見てもらえていない。(山陽)
- ・ 大事なお知らせは、先頭に置くか、口頭でお知らせして回している。
- ・ 回覧板に入れている会報に、「何か気になることがあったら知らせて」と書いているが、それを見て連絡がくることがある。
- 高齢者が多いので、回覧板を回すときは、読みやすい文章、大きい文字にすることを心がけている。(豊浦)

カ 地区社会福祉協議会、福祉員

- 地区社協で、小地域福祉推進会議を年2~4回開催している。(豊北)
- ・ 民生委員の担当区域を1つの地区とし、福祉員や団体関係者で、福祉の課題(ひとり暮らしなど、見守りのいる方や世帯など)の情報交換をし、何かあった時に活用できるようにしている。
- 福祉員として、サロンを交流の場にしたいと考えている。(豊浦)
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、住民が閉じこもりがちになって、地域が閉鎖的になってしまうことを防ぎたい。
- ・ 感染予防に気を付けた上で集まることで、安否確認もできると考えている。



- 福祉員をしているが、同じ市営住宅で、救急車が来たら、すぐに行って誘導等行い、その情報を民生委員と地域包括支援センターにも連絡している。(山陰)
- 民生委員、福祉員、地域包括支援センターと、連携しながら、高齢者の方などの支援をしている。
- 福祉員の仕事を勉強し、近所に声かけをしていきたい。(山陽)

キ 地域包括支援センター

- 地域包括支援センターについて、日々の業務に追われ、相談に十分対応できていないと感じる。(本庁)
- 地域包括支援センターの職員の人員増と、スキルアップが必要と思う。

ク 行政窓口

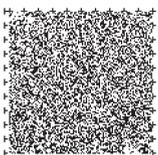
- 相談は、市役所に行って聞けばいいのだろうが、市役所は敷居が高い。(豊北)
- 担当がないからわからないと言われるときがある。
- 人に聞かれないことを、オープンフロアで話をするのに抵抗がある。
- 人に聞かれない形で相談できるといい。
- 悩んで相談に行っているのに、ここは担当ではないという言葉は聞きたくない。(彦島)

ケ 地域の課題

- 団塊の世代も後期高齢者になり、免許証を返納した後は、バス停が遠いため、病院や買い物にタクシーを使うようになる。(豊田)
- 免許証を返納した人は生活バスを利用できるようにしてほしい。
- ゴミステーションまで1kmあり、免許返納後、どうしようかと困っているのに、ゴミの巡回回収ができるよう考えてほしい。
- 移動手段について、買い物や病院に自分で行けない人がいる。(豊北)
- 今は友人の車に同乗させてもらうか、2, 3人でタクシーを利用しているが、人がいなくなると難しくなる。
- 少子高齢社会で高齢者が増加し、空き家が増えてこれまでのような近所付き合いができなくなっている。(豊北)
- 福祉員・民生委員の負担が増加しているのに、広域的な見守り等の支援が必要。

コ 第4期計画について

- 第3期計画の評価が示されると参考になった。(山陽)
- 第4期計画に第3期の評価がどう反映されるのかわからない。(豊北)
- 今期はコロナに襲われ十分な成果が見られていないと思うが、そこを含めて考察してほしい。

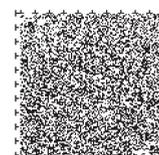


6 パブリックコメントの実施結果

本計画を策定するに当たり、市民から意見を求めるため、策定の過程で計画案を公表し、パブリックコメントを実施しました。

募集期間	令和4年（2022年）12月12日～令和5年（2023年）1月18日
閲覧場所等	本庁舎西棟1階エントランス、6階福祉政策課、各総合支所、本庁各支所、市ホームページ、下関市社会福祉協議会及び各支所
応募状況	意見応募者数 4名、意見件数 4件

*実施結果については、市ホームページに掲載



7 地域における活動事例

市内には、地域における様々な課題を解決するために独自の活動(互助の取り組み)を積極的に行っている団体があります。ここでは、地域において活動を行っている団体の活動事例を紹介します。

活動事例 勝谷新町いきいきサロン「遊ぼう会」

主催:勝谷新町自治会有志(スタッフ)10名程度
開催:毎月1回、第4月曜日の午後1時から3時頃まで
会場:「勝谷新町東町民館」

※自分で来られない方はスタッフが送迎

参加者:勝谷新町自治会の高齢者(多い時は30名程度)



サロンを始めるきっかけとして、サロン代表(当時の福祉員)が、下関市社会福祉協議会開催の「福祉員研修会」に参加し、「地域の高齢化率が今後さらに高まる」という理解が深まったことにより、高齢者が地域で友人をつくり、楽しく生きがいを持って心身ともに健康に暮らせることを願い、平成19年(2007年)1月にスタートしました。当初はスタッフ3名で開催していましたが、現在では、地域の保育士、看護師、レクリエーション指導者など、サロンの主旨に賛同した多くの地域住民がスタッフとして参画しています。



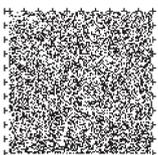
サロンの内容は、転倒予防体操、リズム体操、四季折々の作品づくり、歌に合わせて手話体操、ゲーム、塗り絵、自治会等の情報提供(消費者被害、道路舗装の情報等)、「勝谷新町夏祭り」等の唄に合わせた踊りの練習等々です。年1回は、常磐公園などへの小旅行にも行っています。

次回のサロン開催案内は、毎月、第3週目にスタッフが手分けをし、参加者宅を訪問してチラシ等を手渡ししています。その際は、ただサロンへの参加を促すだけでなく、悩みや困り事などを聴くことも意識して声かけをしています。

令和元年(2019年)より、希望者ですが、スタッフが作ったお昼ご飯と一緒に食べています。近頃は地元農家の方から、新鮮な野菜やミカンなどの提供があり、とても助かっています。

令和2年(2020年)、コロナ禍の影響を受けサロンの開催は見合わせました。その代わりに、「手作り弁当」を受け取りに来たり、配達希望者の自宅を訪問したり、参加者との“つながり”を今も大切に活動を続けています。

「手作り弁当」を受け取りに来た「ほんのひと時」ですが、世間話をしたり悩み事を聴いたりしています。「皆と会えて嬉しい」という声もあるため、コロナに負けずに頑張っています。



活動事例 有償ボランティア団体「支えあい隊」

有償ボランティア団体「支えあい隊」(山の田地区まちづくり協議会)は、山の田地区にお住いの高齢者、障害のある方を対象として有償ボランティア活動を行っています。

この活動は、山の田地区(山の田・武久・大学町・幡生地区)で「ちょっとしたサポート」が必要な方、「最近腰が痛くてゴミ出しが難しい」、「車がないから家庭菜園に使う土を買いに行けない」といった、ちょっとした生活の困りごとを地域の住民同士でサポートする山の田地区のしくみです。

昔は「ええよ、ついでに」というご近所付き合いによる助け合いがあったと思いますが、最近ではつながりが薄れてきていると言われ、その関係性も変わってきています。

そこで、令和2年(2020年)より全4回の「有償ボランティア研修会」を開催して、地元大学の教授に講師を依頼して、地域住民向けにボランティア団体づくりのノウハウや他の地域における取り組みなどを学び、令和3年(2021年)6月に有償ボランティア団体「支えあい隊」を発足しました。

「困りごとがあってもお願いしたいけれど、無料だと頼みにくい」「頼まれる側は、有償の活動のため、責任感を持って活動できる」というわけで、ゴミ出し1回100円、買い物30分100円等の少額に設定して有償のボランティア活動としました。

この活動は、ちょっとした困りごとをただ解決すればよいというものではなくて、今まで、つながりのなかった地域住民同士が関わりを持ち、ご近所付き合いを活性化していくことで、「悲しい事件や事故を未然に防ぐ」「問題を早期発見することにつなげていければ」と考えて山の田地区では取り組んでいます。



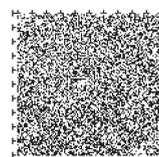
～有償ボランティア団体「支えあい隊」～



～支えあい隊による支援の様子～



～支えあい隊によるちょっとした支援～



活動事例 豊田下地区社会福祉協議会「見守りネットワーク連絡会議」

豊田下地区社会福祉協議会では、広報誌の発行や福祉グランドゴルフ大会、地域福祉研修会等を通して、地域における情報発信や地域住民との交流の機会を企画実施しています。

また、地域における支え合い、助け合いを進めるため、毎年1回「見守りネットワーク連絡会議」を開催しています。

開催のきっかけは、住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることができるように、身近な地域の人々との交流や、関係団体、関係機関等の声かけや訪問等による日常の安否確認等を通じて、できるだけ早期に問題を発見し、必要な支援を迅速かつ効果的に行えるようにすることを目的として始まりました。

「見守りネットワーク連絡会議」では、自治会長、民生委員・児童委員、福祉員、地区社会福祉協議会の役員等が自治会ごとにグループとなり、担当地区の地図を広げ、

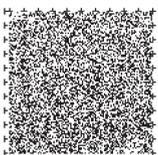
- ①ひとり暮らし高齢者世帯
- ②二人暮らし高齢者世帯
- ③日中高齢者世帯(ひとり暮らし、二人暮らし)
- ④その他見守りが必要と思われる世帯(障害のある人がいる世帯等)

の区分を中心として、話し合いをしながら地域の現状を把握します。この4つの区分に該当する方々を地図に表示するため、それぞれが暮らす場所に色分けされたシールを貼り、見守り対象者と見守りする方をマップで示し、情報共有を図ります。



このように、それぞれの活動だけでなく、話し合っていく過程で関係者間の連携を深め、情報の共有化を図り、地域全体で見守りを行うネットワークが構築されています。マップ作成だけを目的とせず、その話し合いの中で、自分たちの地域の「地域生活課題」を共有することを大切にしています。

今後も定期的に「見守りネットワーク連絡会議」を開催し、マップの見直しや見守り方法の検討等、地域全体で支える仕組みを維持し、豊田下地区がより住みよいまちとなるよう、活動を行っていきます。



活動事例 菊川町の住民主体で取り組むボランティア活動「サロンやすらぎ」

活動：週3回の開放型サロン、月1回の手芸等の交流型
サロン、その他ボランティア活動

主催：サロンやすらぎ有志

開催：開放型)毎週火・木・土10:00～12:00
交流型)毎月第2または第3火曜 9:30～

会場：菊川老人福祉センター、菊川老人憩の家

参加者：菊川町内のどなたでも

近隣の高齢者(要支援認定者含む)10数名



平成31年(2019年)1月に菊川町内で独自に実施した住民アンケート(無作為抽出された900名を対象)の結果の一つに「地域における支え合いの仕組みづくりの必要性がある」とありました。そこで「サロンやすらぎ」では、「だれでもが自由に立ち寄れる憩いの場の確保」と「有償ボランティア活動の充実」を目的に、開放型・交流型のサロン活動に取り組んでいます。

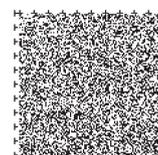


活動の実施主体は、「サロンやすらぎ」メンバーや菊川町ボランティア連絡協議会の会員です。民生委員・児童委員、地域包括支援センター職員、社協職員等が参加し、事業の活動継続や課題解決に向けた話し合いの場として「支え合い推進会議」を月1回程度開催しています。会議では「サロン活動資金の確保」が課題に挙げられ、令和元年(2019年)10月に下関市が推進する総合事業B型「住民主体による支援事業通所型」の

助成を受けました。このことは、改めて自分たちの活動として意欲的に取り組むことにつながっています。

開放型サロンは、近くの高齢者等の自由な語らいの場として、担い手を交代しながら、週3回開催しています。また、月1回の交流型サロンでは、毎回10名程度の参加があり、手芸等を楽しみながら取り組んでいます。参加者の健康維持と他のサロンとの連携や男性の参加促進、世代間交流といった課題に取り組むため、健康講座(年1回)、夏のボランティア特別体験講座(竹の水鉄砲づくりや看板作成など)、ごみプロジェクト(中学生との清掃作業)など、季節感を取り入れてサロンやすらぎを中心に活動を続けています。

事業開始から4年が経過し、地域の高齢者にとっても、身近な居場所や交流拠点として重要な場所になりました。「交通の不便さで参加がしにくい」という声には、生活バスの利用の仕方を提案するなど独自に解決への取り組みもしています。一方で、「男性参加の促進」や「有償ボランティア活動の充実」、「活動拠点の維持」などの課題について、関係機関を巻き込んで協議しています。



8 第4期下関市地域福祉活動計画のアクションプラン

(1) アクションプランの策定

ア アクションプランとは

下関市社会福祉協議会が第4期下関市地域福祉活動計画(以下、「計画」といいます)の目標達成のために示した取り組みや方針とともに、具体的にどのようなアクション(行動)を実施するかを示し、計画の管理方法等を策定したものです。

イ 重点課題の設定

市民意識調査の結果や地域懇話会の意見、第3期下関市地域福祉活動計画の評価等を踏まえて、全市的に取り組むため、重点課題を設定します。また、重点課題に応じて、施策の方向性に基づく活動項目を定めます。

ウ 計画の推進

a 計画の普及啓発

計画に対する理解と関心を高めるため、地域住民の方々への普及啓発に努めます。

取り組み	目標
計画推進の研修会等の開催	10地区以上で実施
社協だよりやホームページによる普及啓発	定期的に掲載
福祉イベント等を活用した普及啓発	年1回以上実施
啓発用パンフレットの作成配布	イベント実施に配布

b 住民参加の促進と協働体制づくり

地域性に応じた地域住民の主体的で多様な地域福祉活動を推進するために、更なる地域住民の参加促進と多種多様な組織・団体等との協働体制づくりに取り組みます。

取り組み	目標
地域福祉活動への参加に関する働きかけ	随時実施

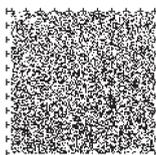
c 計画の進行管理

計画を着実に取り組むため、進捗状況について進行管理を行います。また、計画の進捗状況の確認や社会情勢の変化に対応するため、令和7年度(2025年度)には中間評価に取り組みます。

d 地域福祉活動推進圏域の設定

社会資源を活用しつつ、住民の主体的な取り組みを効率的かつ効果的に展開するために、地域福祉活動を推進する圏域を重層的に設定する必要があります。地域性に応じた地域住民の主体的な取り組みを効率的かつ効果的に展開するために、「地域福祉活動推進圏域(※125ページ参照)」を設定し、地域住民の理解促進に努めます。

取り組み	目標
圏域に応じて実施する取り組みの提案	地域福祉推進活動時に啓発



e 職員の資質向上

計画の理念の実現と社会福祉協議会の使命を達成するために、職員の資質向上を図る必要があります。そのため、職員の意識改革やスキルアップ、自己啓発などを促し、職員の資質向上を図ります。

取り組み	目標
職員研修の実施	年8回以上実施

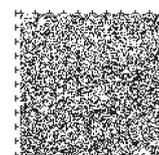
f 財政基盤の強化

計画の推進を財政面で支えるために、財源の増強を図る必要があります。

取り組み	目標
社協会費、寄付金、共同募金の増強	(社協事業計画に掲載)
新たな収益事業の検討	検討会年1回実施

(2) 下関市社会福祉協議会実施調査一覧

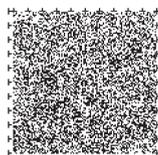
	実施調査名	実施年度	回収結果(回収率)
1	企業の社会貢献に関する調査	平成30年度 (2018年度)	142企業 (28.5%)
2	菊川町福祉に関するアンケート	平成30年度 (2018年度)	362名 (40.2%)
3	福祉員活動に関するアンケート調査	令和元年度 (2019年度)	560名 (73.1%)
4	自治会運営に関するアンケート調査 (下関)	令和元年度 (2019年度)	418自治会 (77.6%)
5	地区社会福祉協議会実態調査	令和元年度 (2019年度)	62地区社協 (95.4%)
6	「ふれあい・いきいきサロン」及び「お助け隊」活動に関する調査 (下関)	令和2年度 (2020年度)	345自治会 (64.2%)
7	豊北圏域 暮らしと福祉に関するアンケート調査	令和2年度 (2020年度)	750名 (50.0%)
8	ボランティア活動に関するアンケート調査	令和3年度 (2021年度)	55団体 (41%)
9	ふれあい・いきいきサロン実態調査 (下関)	令和3年度 (2021年度)	102団体 (64.6%)
10	ふれあい・いきいきサロン実態調査 (菊川)	令和3年度 (2021年度)	16サロン (88.8%)
11	川棚地区 福祉に関するアンケート調査	令和3年度 (2021年度)	1,478世帯 (58.3%)



(3) 重点課題

(重点課題1)地区社協や自治会など地域性や地域の取り組みに応じた活動の推進

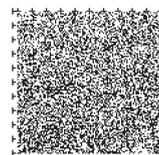
圏域	現状と課題	重点課題の取り組み	活動項目No.
下関	<p>自助・互助の仕組みを構築するため、小地域福祉圏域における福祉活動の推進を図る必要があります。</p> <p>市民意識調査等から日常生活に身近な自治会活動等に参加する傾向が強く、また、地域における支え合いを進める範囲として「自治会」とする意見が多いことを踏まえ、自治会加入者の減少や役員等の人材不足の課題を抱える地区社協活動を支援する取り組みが必要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい・いきいきサロン活動の推進 ・地域福祉活動の普及啓発 ・社会福祉に関する意識啓発 ・地区社協活動の普及啓発 ・自治会における福祉活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 1(1)エ 1(2)ア 1(2)イ 2(1)ア 2(1)エ
菊川	<p>地区社協が設置されていない菊川地域福祉圏域において、地域福祉の推進を図るための活動範囲は自治会圏域が中心です。市民意識調査等から自治会活動への参加が多い傾向があり、自治会活動の推進を図る取り組みが重要です。</p> <p>地域における支え合いに関する意識啓発を行い、複数の自治会圏域において共有した地域生活課題を見出し、小地域福祉圏域での地区社協活動を視野に入れた取り組みが必要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉活動の普及啓発 ・社会福祉に関する意識啓発 ・自治会における福祉活動の推進 ・地域における「支え合い」機能の強化 ・地域福祉関係者等のネットワークづくり 	<ul style="list-style-type: none"> 1(2)ア 1(2)イ 2(1)エ 2(1)カ 2(1)キ
豊田	<p>豊田地域福祉圏域の各地区社協では、役員を中心に、見守り活動や多世代交流の企画実施等、地域福祉の推進に取り組んでいますが、少子高齢化や人口減少等の影響により、地域福祉を推進する担い手不足が生じています。そのため、人材育成を中心に組織の基盤強化を図ることが重要です。</p> <p>また、自治会圏域では、近隣住民との関係の希薄化や活動に地域差がみられるため、小地域福祉活動の更なる推進を図る支援が必要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地区社協活動の普及啓発 ・地区社協活動の充実強化 ・地区社協の組織化と組織基盤の強化 ・自治会における福祉活動の推進 ・地域における安心・安全な暮らしを守る活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 2(1)ア 2(1)イ 2(1)ウ 2(1)エ 3(4)ア



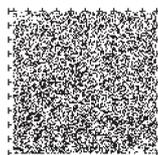
圏域	現状と課題	重点課題の取り組み	活動項目No.
豊浦	<p>豊浦地域福祉圏域では、各地区社協が中心となって、地域性を生かした活動に取り組んでいます。今の活動に加え、新たな課題に対し、活動を展開していく必要がありますが、若い世代の担い手や財源の不足により、活動を拡げていくことが困難なのが現状です。</p> <p>自治会圏域については、高齢化や役員不足等の理由により、自治会活動に差が見られます。</p> <p>そのため、自治会における福祉活動の推進や地区社協活動における組織基盤の強化、財源確保等の取り組みが必要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい・いきいきサロン活動の推進 ・地域福祉活動の普及啓発 ・地区社協活動の普及啓発 ・地区社協活動の充実強化 ・自治会における福祉活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 1(1)エ 1(2)ア 2(1)ア 2(1)イ 2(1)エ
豊北	<p>豊北地域福祉圏域では、各地区社協で構成する豊北地区社会福祉協議会連合会が組織され、地区社協及び自治会による見守り活動、交流行事が活発に行われています。圏域で行った独自の調査結果によると、住民は身近な地区社協や自治会行事へ参加する割合が高いことから、小地域福祉圏域における福祉活動の継続と更なる地域福祉の推進を支援する必要があります。</p> <p>一方、少子高齢化や人口減少等が顕著で、福祉サービス事業所等の減少により、地域住民の集いの場が不足しています。そのため、地域の身近な集いの場づくりの推進、活動拠点の整備支援、活動財源の確保への支援が必要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい・いきいきサロン活動の推進 ・ふれあい・いきいきサロン関係者等の相互交流の推進 ・地域福祉活動の普及啓発 ・地区社協活動の充実強化 ・自治会における福祉活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 1(1)エ 1(1)オ 1(2)ア 2(1)イ 2(1)エ

(重点課題2) 支え合いの取り組みに参加する人づくりの推進

圏域	現状と課題	重点課題の取り組み	活動項目No.
下関	<p>少子高齢化や人口減少、ライフスタイルの多様化等により、小地域福祉圏域における地域福祉活動を担う人材が不足しています。</p> <p>市民意識調査等の結果をみるとゴミ出しや買い物支援といった日常的な生活支援のニーズが増加しています。これらの地域生活課題に対応するため、支援する人が別の場面では支援される人になるなど、様々な地域住民が地域生活課題に取り組む仕組みづくりに向けて、共に支え合う「お互いさま」の意識醸成が必要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉教育の推進と福祉教育サポーターの養成 ・地域福祉活動リーダー等の養成 ・ボランティア活動の普及啓発 ・地域における「支え合い」機能の強化 ・福祉員活動の基盤強化とネットワークづくり 	<ul style="list-style-type: none"> 1(2)エ 1(3)ア 1(3)イ 2(1)カ 2(3)ウ



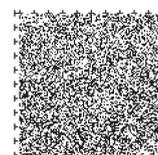
圏域	現状と課題	重点課題の取り組み	活動項目No.
菊川	<p>少子高齢化や人口減少等を踏まえて、市民意識調査等の結果をみると、ゴミ出しや買い物支援、交通手段の確保など、地域生活課題に取り組む必要があります。加えて、地域福祉を推進する担い手不足や地域住民同士の交流する機会の減少、生活困窮者の増加等に対して支援することが重要です。</p> <p>そのため、地域住民同士の交流を図る自治会活動などにより、共に支え合う仕組みづくりやボランティア団体等が地域生活課題に取り組める環境整備が必要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉に関する意識啓発 ・ボランティア団体等の育成支援 ・地域福祉関係者等の情報共有の推進 ・小地域見守りネットワーク活動の推進 ・地域における支援の仕組みづくり 	<ul style="list-style-type: none"> 1(2)イ 1(3)エ 2(1)ク 2(1)ケ 2(1)コ
豊田	<p>豊田地域福祉圏域では、「日常的な困りごと」に対する地域住民同士で支え合う意識が低下してきており、さらに、少子高齢化や人口減少等が顕著であるため、地域住民だけではなく、官民一体となって更なる支え合う仕組みが重要です。</p> <p>そのため、多世代に渡り地域住民同士で支え合う意識が醸成され続けるよう、多様な人との出会いや交流する場づくり、共に生きるための「福祉のこころ」を育み、教育・福祉関係者等と協働し、地域や学校、家庭等で様々な福祉教育に取り組む必要があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉に関する意識啓発 ・福祉教育の普及啓発 ・福祉教育の推進と福祉教育サポーターの養成 ・ボランティア活動の普及啓発 ・地区社協活動の充実強化 	<ul style="list-style-type: none"> 1(2)イ 1(2)ウ 1(2)エ 1(3)イ 2(1)イ
豊浦	<p>圏域で行った独自調査等の結果から、ゴミ出しや買い物支援といった日常生活支援のニーズが増加しています。これらの地域生活課題に対応するため、豊浦地域福祉圏域において、これまで培ってきた地域住民同士が共に支え合う意識と仕組みを維持しつつ、新たな課題に対して取り組むことが必要です。小地域福祉圏域を中心に、地域福祉に関する意識が更に向上するよう図るとともに、新たな地域福祉を担う人材づくりに取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉に関する意識啓発 ・ボランティア活動の普及啓発 ・ボランティア活動の支援体制の充実強化 ・地域における「支え合い」機能の強化 ・地域における支援の仕組みづくり 	<ul style="list-style-type: none"> 1(2)イ 1(3)イ 1(3)ウ 2(1)カ 2(1)コ



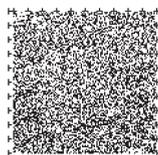
圏域	現状と課題	重点課題の取り組み	活動項目No.
豊北	<p>各地区社協を中心とした地域住民同士の支え合いを進める「小地域福祉推進会議」によるニーズをキャッチする仕組みが構築され、隣近所の自然な支え合いの意識が醸成されています。しかし、少子高齢化や人口減少、生活を支える社会資源等の不足により、地域生活課題を抱える地域が増加しています。</p> <p>圏域で行った独自の調査結果では、ニーズを上回る潜在的なマンパワーの存在が確認されました。支援を必要とする人と支援を担う人を相互につなぐ仕組みづくりを進め、潜在的なマンパワーの活用や普及啓発が必要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉活動の普及啓発 ・地区社協活動の充実強化 ・地域における「支え合い」機能の強化 ・地域福祉関係者等のネットワークづくり ・地域における支援の仕組みづくり 	<ul style="list-style-type: none"> 1(2)ア 2(1)イ 2(1)カ 2(1)キ 2(1)コ

(重点課題3)身近に相談できる関係づくりの推進

圏域	現状と課題	重点課題の取り組み	活動項目No.
下関	<p>市民意識調査等の結果によると「近所付き合い」の必要性と実際の近所付き合いの関係について乖離がみられたため、地域社会の変化の中で、地域住民同士の関係は希薄化していると考えています。そのため、個人が抱える悩みや困りごとを気軽に相談できる信頼関係の構築が必要です。</p> <p>これらの課題に対応するため、「近所付き合い」のきっかけづくりと同時に、個人が抱える悩みや困りごとへの対応ができる仕組みづくりのため、福祉関係機関の強固なネットワークづくりが重要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域におけるニーズキャッチシステムづくりの推進 ・地域福祉関係者等のネットワークづくり ・福祉員活動の普及啓発 ・福祉員と民生委員・児童委員との連携強化 ・地域住民と関係機関との協働の体制づくり 	<ul style="list-style-type: none"> 2(1)オ 2(1)キ 2(3)ア 2(3)エ 3(3)ウ
菊川	<p>少子高齢化や人口減少により、地域住民同士の関係の希薄化に止まらず、社会資源の減少や支援する人の高齢化も顕著です。様々な地域生活課題がある中で、地域住民同士がいつまでもその地域で暮らしていくために、相互の支え合いや早期に相談するという意識醸成が必要です。</p> <p>これらの課題に取り組むため、地域住民への意識啓発や福祉関係機関の強固なネットワークづくりが重要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉員活動の普及啓発 ・福祉員と民生委員・児童委員との連携強化 ・相談支援窓口情報の普及啓発 ・総合相談支援体制の充実強化 ・新たな地域生活課題に対する支援の仕組みづくり 	<ul style="list-style-type: none"> 2(3)ア 2(3)エ 3(1)ア 3(1)イ 3(2)ウ

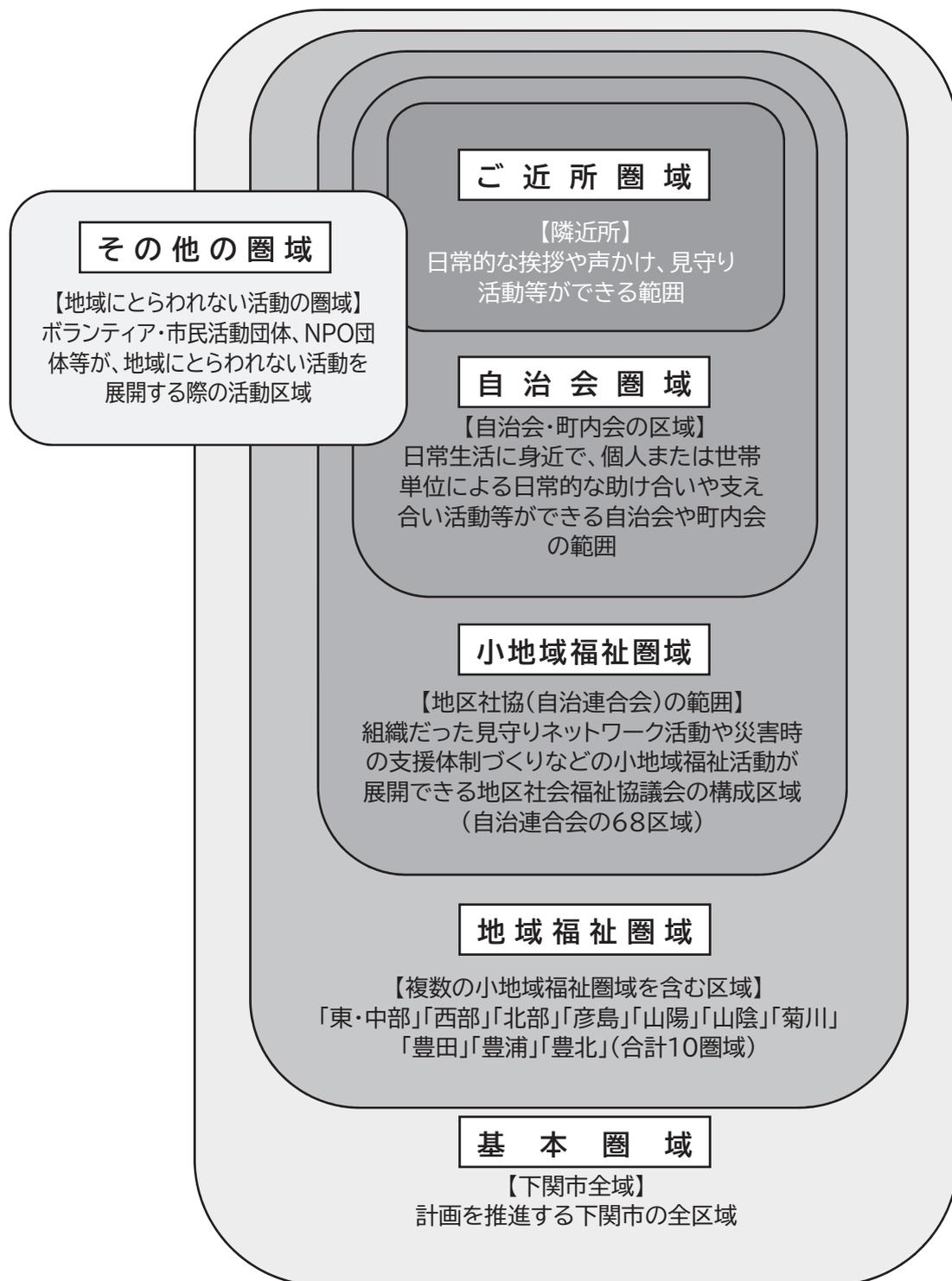


圏域	現状と課題	重点課題の取り組み	活動項目No.
豊田	<p>地域活動の担い手不足等により、交流の機会が減少し、「近所付き合い」の関係が希薄化している地域もあります。</p> <p>そのため、地域住民にとって身近な場所で個人が抱える悩みや困りごとを早期に発見できるよう、福祉員や民生委員、地域包括支援センター、行政などとの連携を図り、地域生活課題に応じた相談窓口の明確化と相談しやすい環境整備を図る必要があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域におけるニーズキャッチシステムづくりの推進 ・地域福祉関係者等の情報共有の推進 ・福祉員活動の普及啓発 ・福祉員と民生委員・児童委員との連携強化 ・福祉サービス情報の普及啓発 	<ul style="list-style-type: none"> 2(1)オ 2(1)ク 2(3)ア 2(3)エ 3(2)イ
豊浦	<p>市民意識調査等の結果と地域社会の変化を踏まえると、豊浦地域福祉圏域における地域住民同士の関係は希薄化しつつあります。このような現状を踏まえ、「近所付き合い」によって個人の悩みや困りごとが気軽に相談でき、地域生活課題として、ニーズキャッチができる仕組みづくりが必要です。</p> <p>このためには、ニーズ把握の中心的役割を担う福祉員活動や、自治会活動を通じて個人の抱える悩みや困りごとを専門機関につなげるため、地域における意識啓発に取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい活動の普及啓発 ・自治会における福祉活動の推進 ・地域におけるニーズキャッチシステムづくりの推進 ・地域における「支え合い」機能の強化 ・相談支援窓口情報の普及啓発 	<ul style="list-style-type: none"> 1(1)ア 2(1)エ 2(1)オ 2(1)カ 3(1)ア
豊北	<p>圏域で行った独自の調査結果によると、相談窓口の認知度は高く、住民にとって関係機関が身近な存在となっています。また、地域で定期的開催される会議等を活用し、日常的に関係機関の連携強化に取り組んでいます。</p> <p>一方で、誰にも相談できず、早期に相談窓口につながらない世帯や社会的な課題を抱える世帯が潜在しています。これらの課題に対応するため、早期に困りごとを受けとめられる相談支援体制の構築を図り、地域福祉関係者のネットワークの強化、互いに相談し合える関係性のきっかけづくりと、その普及啓発が必要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域におけるニーズキャッチシステムづくりの推進 ・地域福祉関係者等のネットワークづくり ・小地域見守りネットワーク活動の推進 ・相談支援窓口情報の普及啓発 ・総合相談支援体制の充実強化 	<ul style="list-style-type: none"> 2(1)オ 2(1)キ 2(1)ケ 3(1)ア 3(1)イ



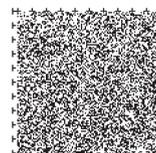
(4) 地域福祉活動推進圏域

地域性や地域福祉の取り組みの内容に応じた、地域住民の主体的な活動を効率的かつ効果的に展開するため、下関市社会福祉協議会では『地域福祉活動推進圏域』を設定します。



資料

※上記区域のほか、地域の特性や実情、活動内容に応じた圏域設定により、地域福祉活動に取り組んでいる地域もあります。



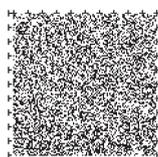
9 用語解説

【か行】

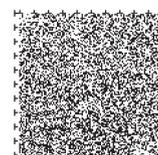
関係性の貧困	生活習慣が乱れている、周りに尊敬や相談をできる人がいないなど、教育、経験、人とのつながりに恵まれていない状態をいう。
協働	共通の目的を達成するために、互いの立場の違いを認識し、協力して行動すること。
権利擁護	社会福祉の分野では、自己の権利や援助にニーズを表明することの困難な障害のある人等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うこと。
国勢調査	国の人口・世帯の実態を明らかにすることを目的として行われる統計調査。日本国内に住んでいるすべての人・世帯を対象として5年ごとに行われる。
子育て支援センター	地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、育児不安等についての相談・指導、子育てサークル等への支援を通して、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う。

【さ行】

災害時要援護者	必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとることに支援が必要な人であり、一般的に高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊婦等をいう。
災害ボランティアセンター	主に災害発生時のボランティア活動を効率よく推進するための組織。
自主防災組織	「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成し、災害による被害を予防、軽減するための活動を行う組織。
児童扶養手当	父と生活をともにできない児童の母が、その児童を養育しているときや、母と生活をともにできない児童の父が、その児童を養育しているとき、あるいは父又は母にかわってその児童を養育しているときに支給される手当。
指定難病(特定疾患)	難病とは、「発病の機構が不明であり、治療方法が確立していない、希少な疾患であって、長期の療養を必要とするもの」と定義されている中、平成26年(2014年)12月までは、特定疾患治療研究事業として、56疾患を対象に医療費助成を行っていた。平成27年(2015年)1月より「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行され、新たな医療費助成制度が開始され、対象となる疾患も大幅に拡大された。



市民活動団体	<p>組織的かつ継続的に市民活動を行うことを主たる目的とする団体であり、その活動が次のいずれにも該当しないもの。</p> <p>ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするもの</p> <p>イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの</p> <p>ウ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者または政党を推薦し、支持し、若しくはこれらに反対することを目的とするもの</p> <p>エ 営利を目的とするもの</p>
社会的孤立	日常的なコミュニケーションの相手、相談相手、緊急時に支援してくれる相手がいないなど社会的なつながりが欠如した状態。
社会福祉協議会	社会福祉法の規定に基づき組織される地域福祉の推進を図ることを目的とする団体。社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加するものとされている。
小児慢性特定疾病	国が定めた子どもの慢性疾病で、医療費助成制度や日常生活用具給付等の支援事業がある。
消費生活センター	専門の相談員が、消費者からの商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せなどの相談を受け、公正な立場で処理する窓口。
自立支援給付	障害者総合支援法に基づく福祉サービスであり、本市では介護給付、訓練等給付がある。
身体障害者相談員	障害がある人や家族に対し、身近な地域で、家庭での養育・生活・就学・就職等に関する相談に応じ、助言、指導を行う民間の協力者。市が任命する。
身体障害者手帳	身体に障害のある人が、身体障害者福祉法に定める障害に該当すると認められた場合に交付される手帳。
生活課題	地域福祉推進の主体である住民等の参加を得て地域の要支援者の生活上の解決すべき課題。
生活困窮者自立支援制度	現在生活保護を受給していないが、生活保護に至る可能性のある者で、自立が見込まれる者に、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援などの包括的な支援を行う制度。
精神障害者保健福祉手帳	精神障害のある人が、各種の支援を受けやすくすることを目的として、交付される手帳。



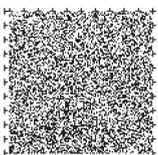
成年後見制度	認知症高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人など、判断能力が不十分であるために法律行為における意思決定が不十分又は困難な者について、その判断力を補い保護・支援する制度。
相談支援事業所	障害のある人の身近な地域において、安心して生活できる地域の支援体制をつくることを目的として、障害のある人やその家族等に対し、窓口での相談や家庭訪問による相談等を行う。
双方向性のネットワーク	情報の伝達が一方向だけではなく互いに可能な、情報交換組織。

【た行】

ダブルケア	育児期にある人(世帯)が、親の介護も同時に担う状態をいう。
団塊の世代	第二次大戦直後のベビーブーム時(昭和22年(1947年)から昭和24年(1949年))にかけて生まれた世代。
地域コミュニティ	一定の地域に居住する住民が、日常のふれあいや様々な分野の活動を通して、連帯感や共通意識をもち、地域の課題解決に取り組む共同体。
地域生活支援事業	障害のある人及び障害のある子どもが、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて行う事業であり、本市では、障害者デイサービス、日中ショートステイ、移動支援等を実施している。
地区社協	地区社会福祉協議会。設置区域における地域福祉の推進を図ることを目的として、地域性に応じた住民主体による事業を行う任意の団体。設置区域は原則として自治連合会の区域。
地域包括支援センター	高齢者への総合的な生活支援の窓口となる地域機関。市町村または市町村から委託された法人が運営し、主任介護支援専門員・保健師・社会福祉士が配置される。介護予防の拠点として、高齢者本人や家族からの相談に対応し、介護、福祉、医療、虐待防止など必要な支援が継続的に提供されるように調整する。平成17年(2005年)に改正された介護保険法に基づいて創設された。

【な行】

ニーズキャッチシステム	支援を必要とする世帯や地域共通の課題を早期に発見し、必要に応じて専門機関や専門職につなぐことのできる仕組み。
-------------	--



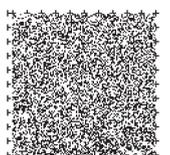
認知症	成人後に、脳に損傷を受けることによって認知機能が低下する状態。脳血管障害、脳外傷、変性疾患、大量の飲酒などが原因で起こる。原因疾患からアルツハイマー型認知症、脳血管性認知症、レビー小体型認知症などに分類される。
認知症サポーター	都道府県、市町村、職域団体等が実施する「認知症サポーター養成講座」を受けた人。認知症を正しく理解し、地域で認知症の人や家族を温かく見守る応援者となり、自分のできる範囲で活動する。

【は行】

ハザードマップ	自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。
8050問題	ひきこもりの子どもをもつ家庭が高齢化し、80歳代の後期高齢者にさしかかった親が、50歳代のひきこもりの子どもの生活を支えるという社会問題のこと。
パブリックコメント	行政機関の基本的な施策等を決定する過程において、その施策等の案を広く住民に公表し、これに対して住民から提出された意見等の概要及びこれに対する行政機関の考え方等を公表するとともに、その住民から提出された意見等を考慮して当該施策等の案の決定を行う一連の意見募集に関する手続き。
バリアフリー	公共の建築物や道路、個人の住宅等において、高齢者や障害のある人の利用に配慮した設計。道幅を広げることや段差の解消、手すりの設置、点字案内などがある。
福祉員	各自治会から選出され、下関市社会福祉協議会の会長から委嘱を受けて活動する「小地域福祉活動の推進者」。 自治会長、民生委員・児童委員などと協力して、地域の生活課題を解決するための活動や福祉課題を抱える住民を支援する活動などを進める。
福祉ニーズ	福祉に関する要望。必要とされている福祉サービス。
ふれあい・いきいきサロン	身近な場所において、高齢者等の地域住民が気軽に集まり、ふれあいを通して生きがいづくり、仲間づくり、また、介護予防等を行う場。

【ま行】

マンパワー	人間の労働力。人的資源。
民生委員	厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める者であり、「児童委員」を兼ねている。



メールマガジン	メールでの定期的な情報発信を、読みたい人が購読するメールの配信形態。
---------	------------------------------------

【や行】

ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもをいう。
ユニバーサルデザイン	高齢であることや障害の有無などにかかわらず、すべての人が快適に利用できるように製品や建造物、環境などをデザインするという考え。
要介護・要支援認定者	寝たきりや認知症等で常時介護を必要とする状態(要介護状態)あるいは、家事や身支度等の日常生活に支援が必要であり、特に介護予防サービスが効果的な状態(要支援状態)であり、保険者である市に認定された者。

【ら行】

療育手帳	児童相談所または知的障害者更生相談所において、知的障害と判定された人に対して交付される手帳。
------	--

【D】

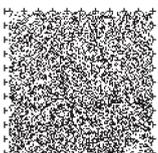
DV(ドメスティック・バイオレンス)〔配偶者等からの暴力〕	配偶者や恋人などの親密な関係にあるパートナーから加えられる暴力のことをいう。身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力(生活費を渡さないなど)、社会的暴力(交友の制限など)も含まれる。
-------------------------------	--

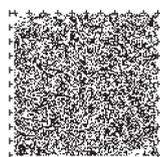
【N】

NPO団体	民間非営利団体。政府や企業などではできない社会的な問題に、非営利で取り組む民間団体。
-------	--

【S】

SNS(ソーシャルネットワークワーキングサービス)	インターネットを通じて人と人のつながりを促進し、コミュニティの形成を支援する会員制サービス。代表的なサービスとして、「ツイッター」「フェイスブック」などがある。
---------------------------	--





第4期下関市地域福祉計画
第4期下関市地域福祉活動計画

発行年月 令和5年(2023年)3月

発行 下関市
社会福祉法人下関市社会福祉協議会

編集 下関市 福祉部 福祉政策課
〒750-8521 下関市南部町1番1号
Tel 083-231-1418 Fax 083-231-1735
社会福祉法人 下関市社会福祉協議会 地域福祉課
〒751-0823 下関市貴船町三丁目4番1号
Tel 083-232-2002 Fax 083-232-1522

